第六条第一項第二号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項及び第二項の規定」に改め、「提出」の下に「の求め」を加え、「第一項中「申請者」とあるのは「利用者」と、「発行の申請」とあるのは「失効の届出」と、「申請」とあるのは「」を「第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の申請」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、「提出」の下に「の求め」を加え、「前項中「申請者」とあるのは「利用者」と、「発行の申請」とあるのは「失効」を「第一項第二号及び前項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　住所地市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

一　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

二　署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

第六条を第五条とする。

第七条の見出しを「（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第七条第二項中「利用者署名符号及び利用者署名検証符号」を「住所地市町村長が署名利用者符号及び署名利用者検証符号」に改め、「これらを」の下に「同項の」を加え、「（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下第十五条まで同じ。）」を削り、「利用者署名符号を」を「署名利用者符号を」に改め、同条に次の一項を加える。

3　住所地市町村長は、法第三条第四項の規定により作成した署名利用者符号及びその複製を、当該住所地市町村長の使用に係る電子計算機に記録しないものとする。

第七条を第六条とする。

第八条の見出し中「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に改め、同条中「電磁的記録媒体」を「法第三条第四項に規定する総務省令で定める電磁的記録媒体」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（機構への通知）

第八条　法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

第九条を削る。

第十条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第一項中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三条第六項の規定による署名用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

第十条を第九条とする。

第十一条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条中「が電子証明書」を「が署名用電子証明書」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第一号中「に対し」の下に「、その求めに応じ」を加え、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、「写し（」の下に「法第三条第四項の」を、「印字したもの」の下に「をいう。」を加え、同条第二号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「認証業務」を「署名認証業務」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条の見出し中「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に改め、同条中「による利用者署名符号」を「による署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他署名利用者符号」に改め、同条第一号中「利用者は、」を削り、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に改め、「記録された」の下に「同項の」を加え、「貸与してはならない」を「みだりに貸与しない」に改め、同条第二号中「利用者は、第七条第二項」を「第六条第二項」に、「知らせてはならない」を「知らせない」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（署名用電子証明書の有効期間）

第十三条　法第五条に規定する署名用電子証明書の有効期間は、署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

二　申請者が利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあっては、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日

三　当該署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

第十六条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第一項中「電子証明書の記載事項」を「総務省令で定めるもの」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に改め、同条第二項中「電子証明書の記録事項」を「総務省令で定める事項」に改め、同項第一号中「当該電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「都道府県知事」を「機構」に改め、同項第二号中「当該電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条を第十四条とする。

第十七条（見出しを含む。）中「発行記録」を「署名用電子証明書発行記録」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条の見出し中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条中「電子証明書」を「同条第一項の署名用電子証明書」に、「通知は、」を「申請は、これを」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項の規定により署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

第十九条（見出しを含む。）中「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、同条を第十八条とする。